

令和2年度入学生  
学校法人小林学園 鳥取社会福祉専門学校

## ラ・メール修学生制度募集要項

この制度は、本校への入学を専願する方で学業（就労）、人物ともに優秀であり、かつ学習意欲があり、経済的理由により修学が困難な方に対して修学資金を支給し、有為な人材を育成することを目的とします。

修学生に採用された方に支給する修学資金の額は、200,000 円（入学金相当額／返還義務なし）とし、修学資金は本校に入学後すみやかに支給します。

ただし、中途退学、学業成績、性行が著しく不良なときなどは、修学資金の返還を命じます。

この本校独自の修学生を推薦一次試験出願と同時に下記のとおり募集し、入学試験と合わせて選考します。

### 記

1. 応募資格（下記のすべてに該当する方）
    - (1) 本校への入学を専願する方
    - (2) 高等学校調査書の評定平均値が、3.3 以上の方で、クラブ活動、ボランティア活動、または生徒会活動などで活躍された方
    - (3) 主たる家計支持者の年収が 600 万円以下の方
    - (4) 本校に入学後は、自己の目標に向かって日々勉学や学内外活動に努力する方
    - (5) 本校へ入学後は、他学生の模範となり、学校行事等あるいは学校からの協力要請において、積極的に参加する方
  2. 募集人数・推薦一次試験時 若干名
  3. 選考方法・本校選考委員会の選考による
  4. 出願書類・各試験の出願書類に「修学生願書」を添えて提出する
  5. 採用結果・各試験の可否通知書と合わせて通知します
  6. 支給額・20 万円（入学金相当額／返還義務なし）
  7. 支給時期・入学後、速やかに所定口座へ振り込みます
- 「修学生願書」およびその他資料は、別途本校入試係までご請求ください。
  - 採用決定後、所得証明書（主たる家計支持者の源泉徴収票または確定申告の写し）、「確認書・振込口座届」を提出していただきます。

## ラ・メール修学生制度規程

### (目的)

第1条 この制度は、学業、人物ともに優秀で、かつ学習意欲があり、経済的理由により修学が困難な者に対して修学資金を支給し、有為な人材を育成することを目的とする。

### (修学生の資格)

第2条 修学生は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 学業、人物ともに優秀で、かつ学習意欲があり、経済的理由により修学が困難な者
- (2) 本校に入学する意思があり、在学中は自己の目標に向かって日々勉学や学内外活動に努力する者
- (3) 生活態度が良好であり、在学中は他学生の模範となり、学校行事、ボランティアあるいは学校からの協力要請等において積極的に参加する者
- (4) その他、学校長が別に定める要件を満たす者

### (修学資金の支給額および期間)

第3条 修学生に支給する修学資金の額は、200,000円とする。(返還義務なし)

### (修学生願書の提出)

第4条 修学生志願者は、学校長あてに修学生願書(様式1)、その他学校長が定める書類を提出し、試験を受験するものとする。

### (修学生の決定)

第5条 修学生の決定は、本校に設置された入試選考委員会の選考により決定し、その結果を本人あてに通知する。

### (修学資金の支給)

第6条 修学資金は入学後すみやかに支給する。

- 2 修学資金の支給は、修学生決定の際に提出される「修学資金振込口座届」に記載された口座に振込みする。

### (修学資金の支給中止)

第7条 修学生が、入学を辞退した場合、修学資金の支給を中止する。なお、学園の財政状況上やむをえない事由があるときは、修学資金の支給を中止できる。

(修学資金の返還)

第8条 修学資金の支給を受けた修学生が次のいずれかに該当すると認められた場合、直ちに修学資金を返還しなければならない。

- (1) 退学したとき
- (2) 学業成績において不認定科目を抱えるなど不振になったとき
- (3) 生活態度において他学生の模範にならない行動をとるなど不良になったとき
- (4) 学校長より除籍等の処分を受けたとき
- (5) その他学校長が認めたとき

(雑則)

第9条 この規定の施行に関し必要な事項は、法人理事長および学校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年5月1日から施行し、平成15年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年度入学生以前の者については、なお従前の例による。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年度入学生以前の者については、なお従前の例による。